

地独評委第14号の2

平成29年1月30日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 湊口 信也



意見書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成29年1月19日付け医整第879号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給基準（変更後）については、適当と認める。